

公 告

一般競争入札について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定に準じて公告する。

令和 8 年 1 月 30 日

佐賀県国民健康保険団体連合会
事務局長 山 本 邦 尚



1 入札に付する事項

- (1) 契約業務 佐賀県国民健康保険団体連合会業務用端末の売買契約
- (2) 仕様書等 佐賀県国民健康保険団体連合会業務用端末調達仕様書による
- (3) 納 期 調達仕様書による
- (4) 納品場所 調達仕様書による

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (3) 過去 2 年間に本県を含む各都道府県国民健康保険団体連合会又は自治体において、各種電算処理システム機器等に関し契約を締結し、適切に業務を行った実績を有する者で、当該仕様書にある業務等を確実に実行できる者であること。
- (4) 入札公告開始時点において、佐賀県及び県内自治体から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 入札参加届出書を提出していない者は入札に参加できないものとする。

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、別添「一般競争入札参加届出書（様式第 1 号）」を令和 8 年 2 月 9 日（月）15 時までに本会情報・介護課情報管理係に持参又は郵送（必着）するものとする。

なお、「一般競争入札参加届出書」等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、入札辞退届（様式第 5 号）を提出するものとする。

4 入札の日時及び場所等

- (1) 入札日時 令和 8 年 2 月 16 日（月）11 時
- (2) 入札場所 佐賀市呉服元町 7 番 2 8 号佐賀県国保会館
佐賀県国民健康保険団体連合会 4 階 大会議室 2
- (3) 入札方法 入札者の直接持参による入札

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効

- ① 金額の記載のないもの
- ② 法令又は入札説明書等において示した入札に関する条件に違反したとき
- ③ 同一入札者が 2 以上の入札をしたとき



- ④ 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき
 - ⑤ 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できないとき
 - ⑥ 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できないとき
 - ⑦ 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（指名通知を受けた者で、その後入札時点において、指名停止期間中である者等の入札条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者が入札したとき
 - ⑧ 不正行為により行った入札
- （４）入札の中止
- 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。
- ① 入札参加者が連合し、又は不穏の行動なす等の場合において、入札を公平に執行することができないと認められるとき。
 - ② 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。
- （５）契約書作成の有無 要（契約書の作成主体は佐賀県国民健康保険団体連合会とする。）
- （６）落札者の決定方法
- ① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
 - ② 落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。
 - ③ 第一回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度の入札（第一回目を含め三回を限度）を行うものとする。
 - ④ 再度入札においても落札者がいないときは、随意契約によることができる。

問合せ先

〒840-0824 佐賀市呉服元町 7 番 2 8 号佐賀県国保会館

佐賀県国民健康保険団体連合会

情報・介護課 情報管理係 山口

電話 0952 (26) 4186

FAX 0952 (26) 6123

E-mail densan@sagakokuho.or.jp